

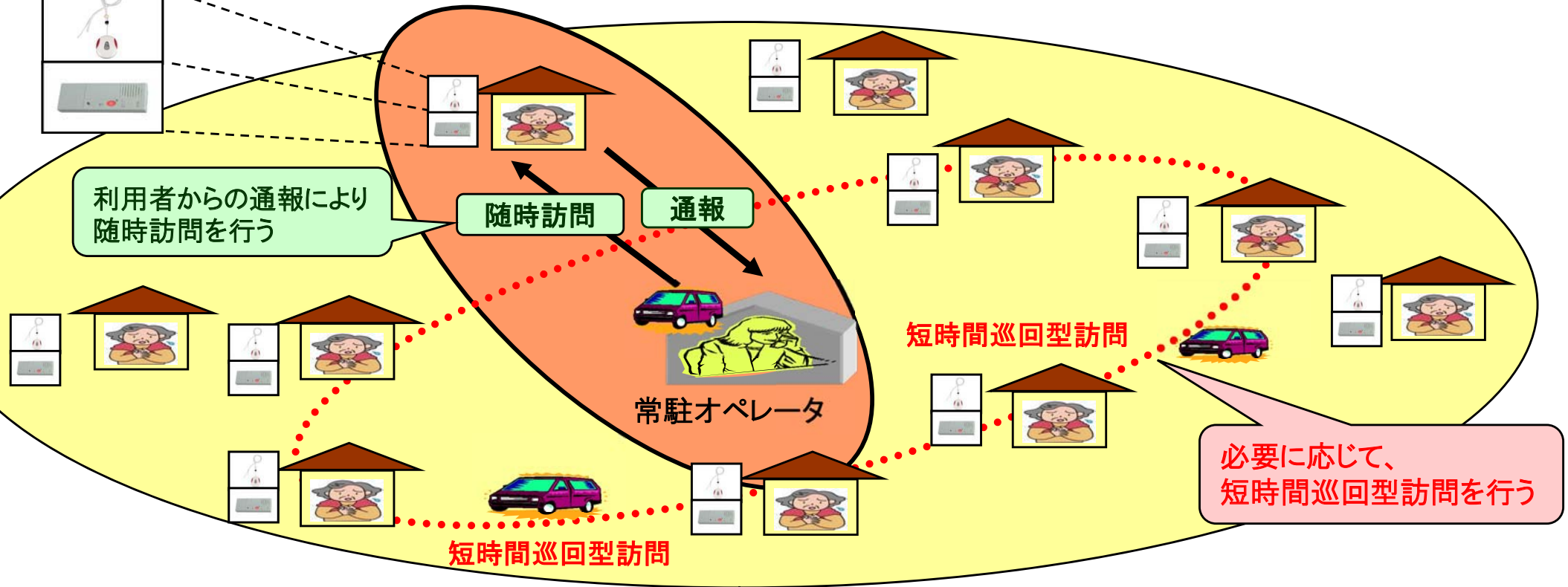
# 24時間地域巡回型訪問サービスのイメージ

重度者も含め、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、介護と医療・看護の連携を図りつつ、日中・夜間を通じて、短時間巡回型訪問と随時訪問を提供する。

※ 日中・夜間を通じて、短時間巡回型訪問と随時訪問を実施。

※ 24時間地域巡回型の訪問介護サービスを創設するとともに、訪問介護と訪問看護が密接に連携した24時間地域巡回型の訪問サービスも創設

ケアコール端末



## 【24時間地域巡回型訪問サービスにおける主な論点(現在、24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会で検討中)】

- ①「24時間地域巡回型訪問サービス(短時間を含む定期訪問+随時訪問)」の利用効果と利用促進
  - ・ サービスの利用対象者(想定されるターゲット)
  - ・ サービスの利用効果
  - ・ サービスの利用促進方策
- ②適切な運営体制(事業規模・人員配置等)の検討
  - ・ 効率的かつ適正な事業規模
  - ・ 24時間巡回型サービスを支えるための人事・労務管理

- ③適切な報酬体系のあり方の検討
  - ・ 介護報酬「一定程度の包括化」を検討すべきか
  - ・ オペレーションセンターのコストを介護報酬でカバーするか、地域支援事業化するか 等
- ④「医療・看護」と「訪問介護」の連携手法の検討
  - ・ 訪問看護ステーション、医療職との具体的な連携方法
  - ・ 具体的なITの活用のあり方

# 小規模多機能型居宅介護・24時間地域巡回型訪問サービスの普及に 当たっての課題 ～保険者の役割という観点から～

- 小規模多機能型居宅介護・24時間地域巡回型訪問サービスの普及に当たっては、なじみの地域でのサービス提供、定期巡回型訪問や随時訪問等の実施というサービスの特性を勘案し、日常生活圏域内でのサービス拠点の計画的な整備を図っていくことが必要。
- 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス拠点の整備は保険者の役割であり、保険者が、日常生活圏域ごとに、小規模多機能型居宅介護や24時間地域巡回型訪問サービスの拠点を整備できるようにしていくことが必要であると考えられる。

## 課題

日常生活圏域内のニーズが明らかになれば、事業者の参入が促進されるのではないかな。

日常生活圏域内に計画的にサービス拠点を整備できない状態では、事業運営の効率性が確保できず、結果として、整備が進まないのではないかな。

サービスの質の向上や、利用者によるサービス選択の保障を図るべきではないかな。

日常生活圏域内で相当量が確保されているサービスがある一方、地域密着型サービスについては、整備が促進されていないのではないかな。

## 検討の視点

保険者が、日常生活圏域ごとの高齢者ニーズ調査を実施した上で、地域の実情に応じた計画を策定することにより、対応可能ではないかな。

日常生活圏域内のサービス拠点の整備に関して、保険者の裁量を強化することについて、どう考えるかな。

競争を通じたサービスの質の確保や、利用者の選択の保障を図るために、どのような仕組みが必要かな。

日常生活圏域において、ニーズに合致するサービスを、どのようにして確保するかな。

# 市町村・都道府県の指定拒否権限（施設・居住系サービス関係）

市町村及び都道府県は、市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画の達成の観点から、指定権限を有する施設・居住系サービスについて、指定等の拒否を行う権限を有している。

## 市町村

指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、市町村長は、グループホーム、地域密着型特定施設又は地域密着型特養の指定を拒否できる。

(1) グループホーム、地域密着型特定施設又は地域密着型特養が、既に以下の状態になっているか、又は、当該事業者の指定により以下の状態となるとき。

### ①市町村におけるサービス量の観点

市町村における当該サービスの利用定員の総数

≧

市町村介護保険事業計画において定める、市町村における当該サービスの必要利用定員の総数

### ②日常生活圏域におけるサービス量の観点

日常生活圏域における当該サービスの利用定員の総数

≧

市町村介護保険事業計画において定める、日常生活圏域における当該サービスの必要利用定員の総数

(2) その他、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき。

## 都道府県

指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、特養、老健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設又は混合型特定施設の指定・許可を拒否できる。

(1) 特養、老健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設又は混合型特定施設が、既に以下の状態になっているか、又は、当該事業者の指定により以下の状態となるとき。

都道府県が定める区域における当該サービスの入所（利用）定員の総数

≧

都道府県介護保険事業支援計画（特養の場合は都道府県老人福祉計画）において定める、都道府県が定める区域における当該サービスの必要入所（利用）定員の総数

(2) その他、都道府県介護保険事業支援計画（特養の場合は、都道府県老人福祉計画）の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき。

# 地域密着型サービスの普及策

介護報酬改定や予算、独自報酬の設定等を通じて、小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護の普及を図っている。

## 小規模多機能型居宅介護

### (1)平成21年4月の介護報酬改定による主な対応

- 事業開始から2年間について、経営安定化のための加算を創設  
1年目までは500単位（約5,000円）／月      2年目までは300単位（約3,000円）／月
- 認知症高齢者への対応のための加算を創設
- 利用者の医療ニーズに対応するための、常勤看護職員の配置に対する加算を創設

### (2)介護基盤の緊急整備による対応(平成21年度一次補正予算)

- 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金による地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の補助単価アップ  
一事業所当たり 1,500万円 → 2,625万円 へのアップ
- 施設開設準備経費助成特別対策事業として、開設に必要な職員訓練期間中の雇い挙げや地域説明会費用を助成  
60万円×宿泊定員数を助成
- 定期借地権利用による整備促進特別対策事業として、用地確保のための定期借地権設定に際して支払われた一時金について助成

## 夜間対応型訪問介護

### (1)平成21年4月の介護報酬改定による主な対応

- オペレーションサービス機能を、24時間体制に拡充した場合に加算（610単位（約6,100円）／月）

### (2)地域介護・福祉空間整備推進交付金による対応

- 夜間対応型訪問介護の設備・システム導入経費について助成（3,000万円）

※ 市町村独自の高い報酬の設定

小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、厚生労働大臣が認めた場合、市町村が独自に定めた要件について介護報酬の加算が可能。

# 地域密着型サービスにおける独自報酬・独自基準の設定

- 地域密着型サービスにおいては、介護報酬や指定基準について、市町村が一定の範囲内で独自に決定することができる仕組みとなっている。
- 夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、一定の要件・単位数に適合していると厚生労働大臣が認定した場合は、市町村が独自加算を設定できる。

## 1. 介護報酬の独自設定

### ①地域密着型サービスにおける独自報酬の設定

市町村は、「厚生労働大臣が定める介護報酬」を超えない範囲で介護報酬の額を独自に設定することができる。この場合には、市町村は、市町村ごとに設置された「地域密着型サービス運営委員会」で協議を行う必要がある。

### ②夜間対応型訪問介護・小規模多機能型居宅介護における独自加算の設定

- 夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、市町村の申請により、独自報酬について定められた要件・単位数に適合していると厚生労働大臣が認定した場合、独自加算を設定することができる(平成19年10月以降)。

#### 【具体的な要件・単位数】

(i)夜間対応型訪問介護: 以下のア～ウの要件のいずれかを満たすことを要件とする加算を創設すると厚労大臣に認められる場合に、1ヶ月当たり150単位、100単位又は50単位の加算の設定が可能(ア～ウの各要件については、複数の異なる要件の設定も可能(ただし、300単位を限度))

- ア.利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること
- イ.地域における支援体制が確保されていること
- ウ.その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること

(ii)小規模多機能型居宅介護:市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件であると厚労大臣に認められる場合に、1ヶ月当たり300単位、200単位又は100単位の加算の設定が可能(複数の異なる要件の設定も可能(ただし、1000単位を限度))

- 市町村は、地域密着型サービス運営委員会等の意見を聞いて独自介護報酬案を作成し、厚生労働省の市町村独自報酬検討会議で審査・認定を受ける。認定された独自報酬は平成24年3月まで適用され、市町村は毎年度末に実績を報告する。
- 実績(平成22年4月現在) 夜間対応型訪問介護:2自治体 小規模多機能型居宅介護:20自治体

## 2. 指定基準の独自設定

市町村は、一定の範囲内(※)で、地域密着型サービスの指定基準を独自に定めることができる。この場合には、市町村は、市町村ごとに設置された「地域密着型サービス運営委員会」で協議を行う必要がある。

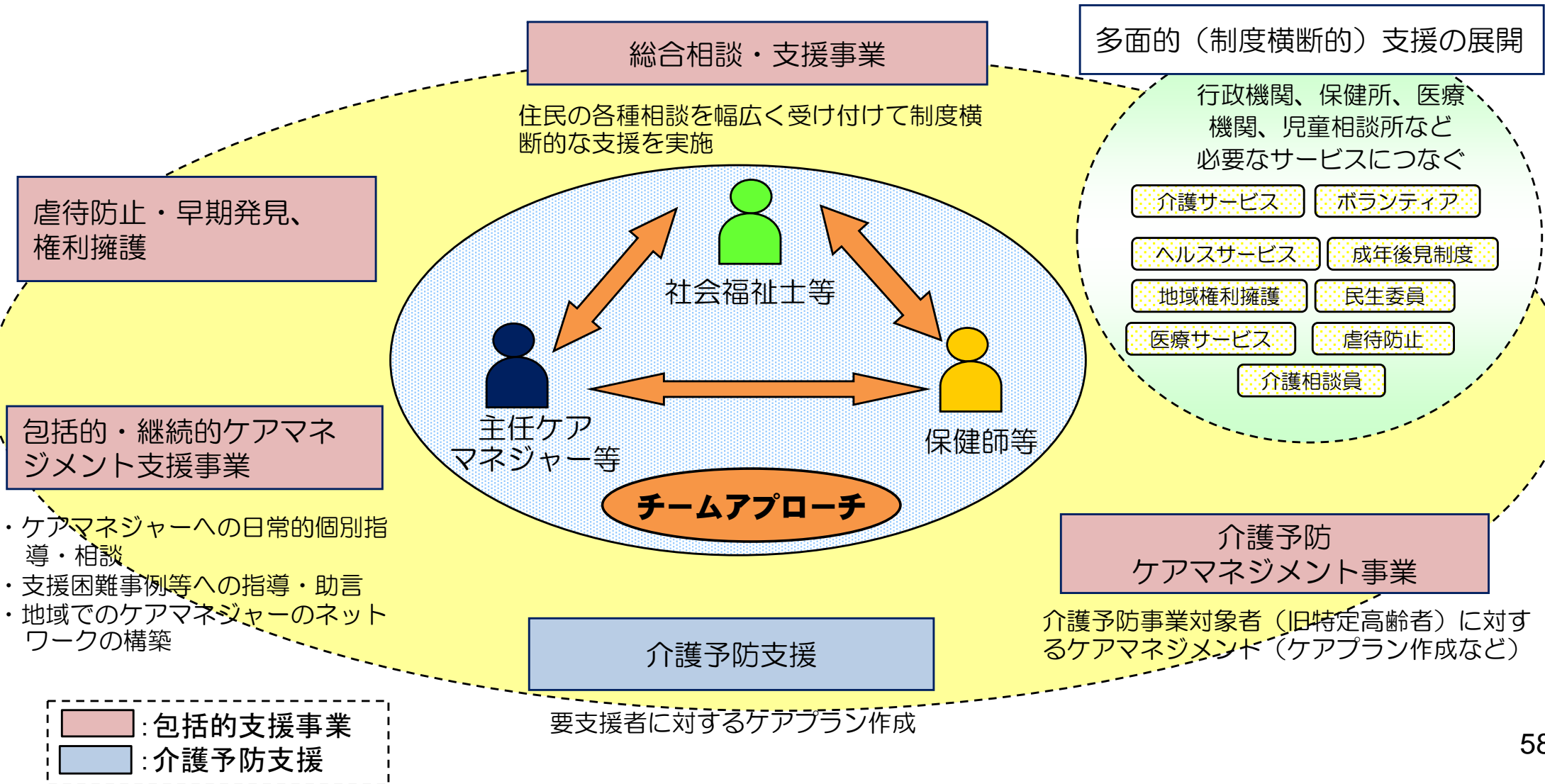
※ 利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準、運営に関する基準を下回らない範囲内

(注)「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」においては、地域密着型サービスの指定基準は市町村の条例で定めることとした上で、市町村の条例を定めるに当たっては、①人員配置基準・居室面積基準・小規模多機能及びグループホームの利用定員・人権に関する基準については厚生労働省令で定める基準に従って定め、②小規模多機能及びグループホーム以外の利用定員については厚生労働省令で定める基準を標準として定め、③その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされている。

# 地域包括支援センターにおける包括的な支援

地域包括支援センターは、圏域ごとに設置され、総合相談・支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を通じて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを業務としている。

- ※ 地域包括支援センターの担当圏域の設定に当たっては、地域における生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が実施できるよう、市町村の判断に基づいて設定することとされている。
- ※ 65歳以上高齢者数がおおむね3,000人～6,000人ごとに、地域包括支援センターの3職種を配置することとされている。



# 第5期介護保険事業計画策定体制の例

- 日常生活圏域ごとのサービス整備を促進していくための手段として、市町村介護保険事業計画の策定に当たって、日常生活圏域ごとに「日常生活圏域部会（仮称）」を設置し、日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、サービスの整備方針を検討していくことが考えられる。
- この「日常生活圏域部会（仮称）」に、既存の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会等の地域団体や地域住民が参加することにより、ニーズに即したサービス整備が図りやすくなるものと考えられる。

都道府県介護保険事業支援計画

市町村介護保険事業計画策定委員会

【市町村介護保険事業計画を策定】

地域包括支援  
センター  
運営協議会等

地域密着型  
サービス  
運営委員会等

市町村介護保険事業計画策定委員会  
日常生活圏域部会（仮称）

【各圏域に設置】

地域住民

## 研究会・団体等からの指摘事項

### ○ 地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)

- ・ 市町村が地域のニーズを把握の上、主体的に基盤整備を促進できるよう、地域密着サービスの拡大によりサービス事業所指定権限について市町村への移管を進め、あるいは都道府県指定権限に属する広域型の在宅サービスについて市町村と協議して決定する仕組みを導入してはどうか。なお、市町村の規模によっては事務体制に格差があることから、希望する市町村または政令指定都市・中核市レベルの市町村から先行して実施してはどうか。また、市町村が主体的にサービス基盤の整備を進めるにあたっては、地域住民の目に見える形で意思決定が行われるよう、留意すべきである。
- ・ 24時間365日体制で日常生活圏域においてサービスを継続的に提供できる事業者を育成することが重要であることから、市町村が一定の要件を満たす事業者に日常生活圏域でのサービス提供を一定期間一任する権限を認めてはどうか。

### ○ 誰もが安心して、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるために(平成22年6月日本生活協同組合連合会)

- ・ 「地域包括ケア」の推進にあたり、地域密着型サービスは重要な役割を果たします。保険者は小規模多機能型居宅介護を含む地域密着型サービスの内容や役割・位置づけ等について、再確認する必要があります。このサービスを含む地域密着型サービスについて、地域の住民・事業者への理解と普及を推進させ、地域のネットワークづくりがスムーズに進むよう施策の検討が必要です。

### ○ 介護保険制度改正への提言(平成22年6月認知症の人と家族の会)

#### 具体的な改善提案

- ・ 小規模多機能型サービスが安定して運営できるよう、必要な措置を継続的に講ずる

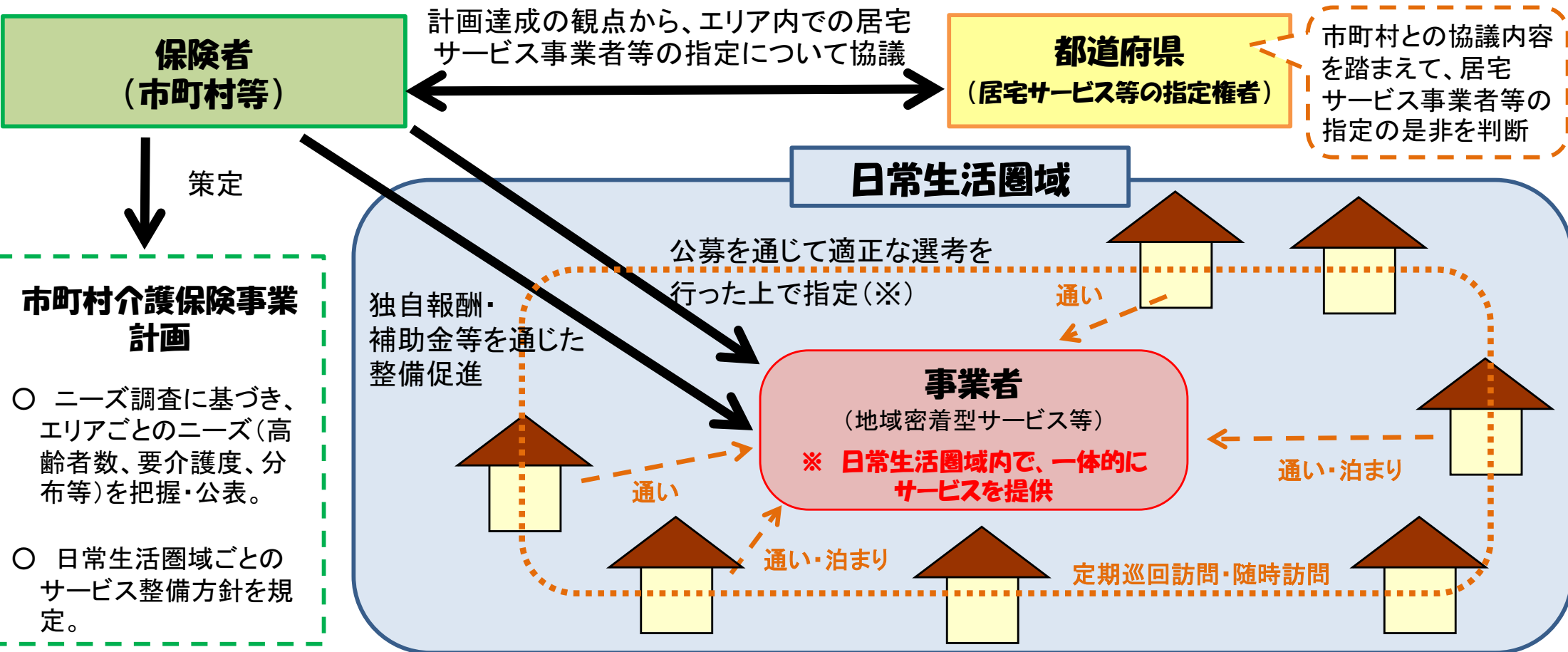


## 論点

- 保険者が現在不足している小規模多機能や24時間対応サービスなどの介護基盤を政策的に整備促進するための方策についてどう考えるか。
- こうした地域密着型サービスの整備を促進するとともに、サービスの質を確保するため、保険者が主体となって日常生活圏域ごとにサービス拠点を整備できるようにすることについて、どう考えるか。
  - ※ 日常生活圏域ごとのサービス拠点整備のイメージは、別紙参照。
- 圏域内に既に相当量が確保されているサービスについて、例えば、事業者や住民団体との協議を行い圏域毎の今後の整備方針について情報共有を図るなど、ニーズに合致するサービス確保方策をどう考えるか。

# 保険者による日常生活圏域ごとのサービス拠点の整備（イメージ）（別紙）

- ニーズ調査に基づいた市町村介護保険事業計画の策定を通じて、日常生活圏域ごとのニーズを明らかにするとともに、事業者による日常生活圏域内での一体的なサービス提供が可能となるよう、保険者の裁量を強化する。これにより、事業者の参入促進を図り、サービスの整備を促進する。
- 公募及び適正な選考を行った上で指定するとともに、一定期間経過後、再度、公募・選考を行う仕組みとすることにより、競争を通じたサービスの質の確保を図る。



- ※ 公募及び適正な選考を行った上で指定することにより、競争を通じたサービスの質の向上を図る。
- ※ 競争を通じたサービスの質の確保の観点から、事業者との間では一定期間のサービス提供について契約を締結することとし、一定期間経過後は、再度、公募・選考を行い、適切な事業者を選定する（指定管理者制度を用いた仕組みも実施可能とする）。
- ※ 選考に当たっては、地域住民の意見を取り入れる仕組みを検討する。

（注）地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）においては、指定居宅サービス事業者等の指定等の権限が、都道府県から政令指定都市・中核市に移譲されることとされている。